

水産流通適正化法に基づく事業者の届出

【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

特定第一種第一号水産動植物（アワビ・ナマコ等）を採捕し、譲渡しをする際は、**山口県知事への届出が必要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限の内容
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日

2 届出者・添付書類

届出者	区分	添付書類
漁協	販売事業を行う漁協が自らの届出を行う場合※	不要
漁業者	漁協が所属組合員の代理人として届出を行う場合	不要
	上記以外の場合	・ 採捕の権限に係る内容が分かる書類（漁業許可証の写し等） ・ 代理人が届出を行う場合は委任状

※漁協が販売事業により所属する組合員に代わって譲渡しの事業を行う場合は漁協が届出を行います。

3 届出方法

電子申請（eMAFF）または書面（裏面様式）で届出を行って下さい。内容の確認・受理後、届出者へ届出番号を通知します。

制度の詳細やeMAFF利用方法については、水産庁HPをご覧ください。

水産流通適正化法 届出



【届出・問合せ先】山口県水産振興課漁業調整取締班

TEL:083-933-3530 FAX:083-933-3559

Eメール：a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/108/>



別記様式 1（法第 3 条第 1 項関係）

年 月 日

山口県知事 殿

特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出書

届出者の氏名又は名称
住所 〒
（法人の場合）代表者の氏名
（代理人による場合）
代理人の氏名
代理人の住所 〒

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※氏名または名称にはフリガナを記載してください。	
特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物等の種類	
譲渡しの事業を開始しようとする日	

届出者の連絡先電話番号	
-------------	--